



バーゼル条約・バーゼル法の実施における 課題について

環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制課
令和6年4月30日



1. 不適正輸出への対策
2. 不適正ヤードへの対応
3. 廃鉛蓄電池のリサイクル目的の輸出
4. バーゼル条約附属書e-waste改正

- 輸出国の事前通告が無い
- 輸入国等の同意が無い
- 書類との不一致 など

= **不法取引**

↓

輸入国からの通報

↓

輸出国の責任

輸出者が30日以内に輸出国内に引き取る
又は適正に処理する

（輸出者が義務を履行できない場合は輸出国が引き取り義務を負う）

5. 国の取組

5.6.1. 適正な国際資源循環体制の構築

- （略）アジアにおいては、リーダーシップを発揮し、アジアネットワークワークショップや ERIA 等を活用し、**有害廃棄物の不法輸出入防止のための各国との連携を強化**する。
- **規制対象物の明確化等による不適正輸出の防止**、電子部品スクラップ等に対する輸入承認手続の不要化、比較的有害性の高い廃棄物等の輸入に関する認定制度の創設等を行う改正バーゼル法の適正な執行等により、**国内外で発生した二次資源（使用済鉛蓄電池、電子部品スクラップ等）**について、日本の環境技術の先進性を活かしつつ、**リサイクルを適正かつ着実に進める**。
- 再生利用可能な循環資源のうち我が国での利用量に限界がある一方で、他国における安定的な需要のあるものにおいては、**輸出先での再生利用において環境汚染が生じないことが担保できる場合**について、**国際的な資源循環ネットワークの活用**を図る。

5. 国の取組

5.5. 適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開の推進

（略）日ASEANのパートナーシップやG7で合意された重要鉱物等の国内国際的な回収・リサイクルの強化等に基づき、**国際的な資源循環体制を構築**する。

5.5.2. 適正な国際資源循環体制の構築

- （略）さらに、関係省庁、**関係国・関係国際機関との連携**を一層進め**不法輸出入対策**を行う。
- 再生材やその原料に関する**円滑な輸出入の促進に関する国際的な議論**を進めていく。またリサイクルハブとしての日本への輸入をさらに円滑にすべく、**バーゼル法の認定制度の更なる促進と電子化手続の検討**を進めていく。
- 2025年1月1日から発効する**バーゼル条約e-waste 改正**の実施に向けた関係省令等の対応を進め、**適切な執行**を実施していく。また、引き続き**不適正輸出入への対応強化**のため、税関等との更なる連携や協力を進めていく。

第五次計画案においても、不法輸出入対策のための連携強化、国際的な金属資源循環体制の強化等が盛り込まれている

バーゼル法・廃掃法における不適法輸出への措置の違い

	バーゼル法	廃棄物処理法
罰則	輸出について <u>未遂罪・予備罪の規定なし</u>	一般廃棄物又は産業廃棄物の <u>輸出未遂</u> 五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金、又はこれの併科（法第25条第2項） 一般廃棄物又は産業廃棄物の <u>輸出予備</u> 二年以下の懲役若しくは二百万円以下の罰金、又はこれの併科（法第27条第1項）
報告徴収の対象	特定有害廃棄物等を <u>輸出した者</u> 、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等 （法18条）	国外廃棄物若しくは <u>国外廃棄物であることの疑いのある物</u> を輸入しようとする者若しくは輸入した者若しくは <u>廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者</u> 若しくは輸出した者（法18条）
立入検査の対象	特定有害廃棄物等を <u>輸出した者</u> 、輸出された特定有害廃棄物等の運搬を行う者又はその排出者等の事務所その他の事業所 特定有害廃棄物等を輸入した者、輸入された特定有害廃棄物等の運搬若しくは処分を行う者（法19条）	国外廃棄物若しくは <u>国外廃棄物であることの疑いのある物を輸入しようとする者</u> 若しくは輸入した者若しくは <u>廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を輸出しようとする者</u> （法19条）

バーゼル法においては既遂への措置しかとれない一方で、
廃掃法は未遂や予備についても措置可能

関税法の関連規定

第67条（輸出又は輸入の許可）

貨物を輸出し、又は輸入しようとする者は、当該貨物の品名並びに数量及び価格（略）その他必要な事項を税関長に申告し、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなくてはならない。

第70条（証明又は確認）

他の法令の規定により輸出又は輸入に関して許可、承認（略）を必要とする貨物については、輸出申告又は輸入申告の際、当該許可、承認等を受けている旨を税関に証明しなければならない。

関税法70条の証明等が必要な他の法令に
バーゼル法・廃棄物処理法が含まれている

税関における他法令確認及び貨物検査

税関においては輸出入申告に係る審査の際に他法令確認（廃掃法及びバーゼル法を含む。）を行っており、廃掃法及びバーゼル法に該当する疑義がある場合は貨物検査を実施している。



※他法令手続: 貨物によっては、食品衛生法、植物防疫法、家畜伝染病予防法などの関税関係法令以外の手続が必要となるものがあります。

出典: 税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/zeikan/pamphlet/yakuwari.pdf> (赤枠は事務局追記)

【令和4年3月・南港出張所】

マレーシア向けに不正に輸出しようとした、**バーゼル法に該当する貨物**である
廃電子基板等（4コンテナ分） を発見、摘発



18

本事案においては、関税法違反で大阪税関が摘発を実施

令和5年度における嚴重注意指導案件

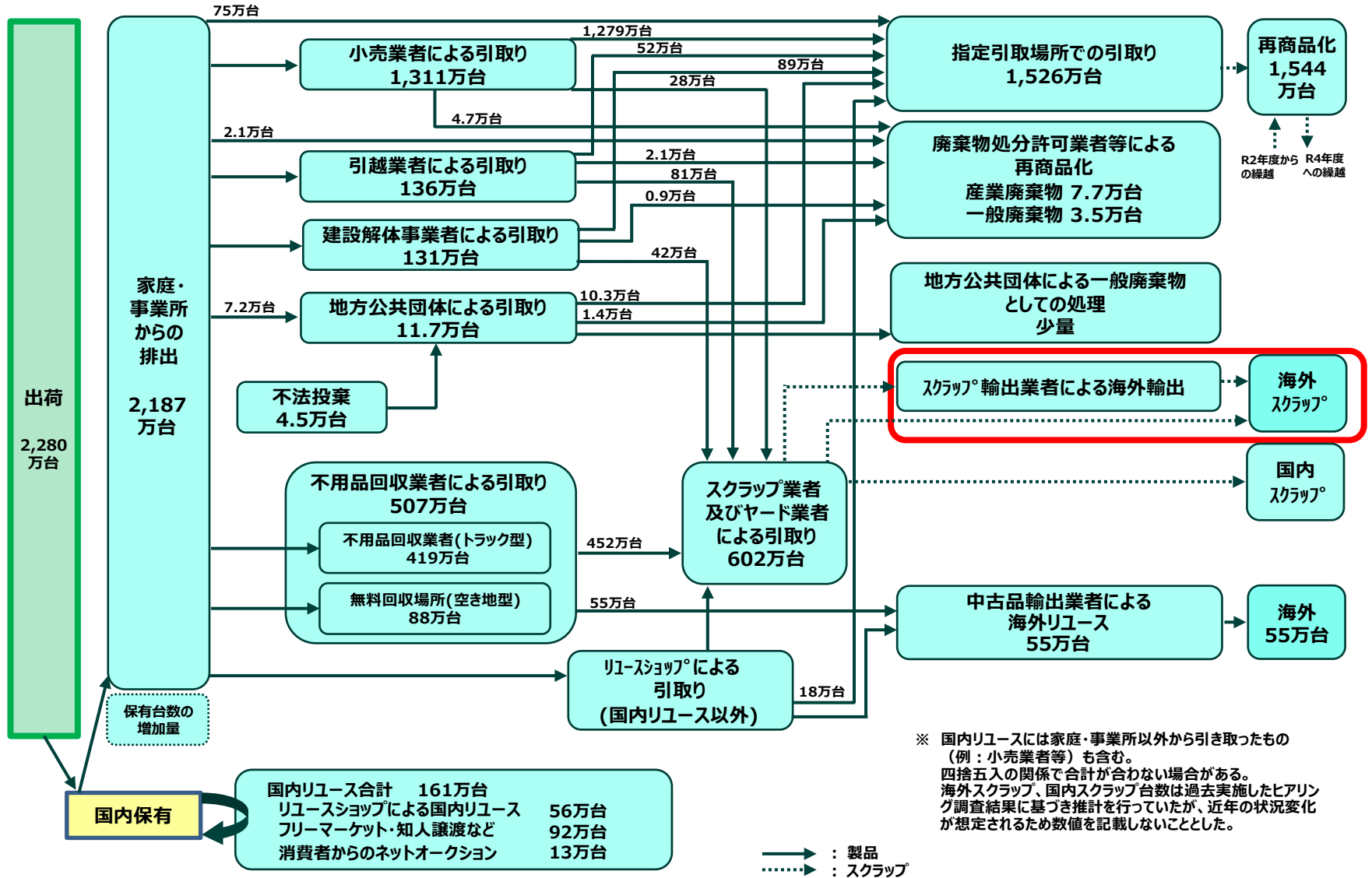


発生日	発生港	相手国	概要	該当法律
令和5年4月26日	横浜	マレーシア	分別されていないスクラップ（被覆線、廃基板）混入	バーゼル法
令和5年4月27日	横浜	マレーシア	分別されていないスクラップ（被覆線、廃基板、プラスチック）混入	バーゼル法
令和5年5月8日	横浜	ミャンマー、タイ	分別されていないスクラップ（被覆線、廃基板、プラスチック）混入	バーゼル法
令和5年7月11日	横浜	タイ	分別されていないスクラップ（被覆線、プラスチック）混入	バーゼル法
令和5年7月13日	横浜	マレーシア	粉砕された鉛蓄電池、 分別されていないスクラップ（被覆線、廃基板、プラスチック）混入	バーゼル法
令和5年8月29日	横浜	マレーシア	分別されていないスクラップ（廃基板、プラスチック）混入	バーゼル法
令和5年12月22日	横浜	マレーシア	土の中に混入しているプラスチック、基板及び被覆線	バーゼル法
令和5年12月27日	横浜	マレーシア	分別されていないスクラップ（被覆線、廃基板、プラスチック）混入	バーゼル法
令和6年1月9日	横浜	ベトナム	PVC粉砕物	バーゼル法

e-waste・廃鉛蓄電池由来の廃棄物等が対象となっている

1. 不適正輸出への対策
2. 不適正ヤードへの対応
3. 廃鉛蓄電池のリサイクル目的の輸出
4. バーゼル条約附属書e-waste改正

家電リサイクル法における回収率 対象4品目フロー推計（令和3年度）



雑品スクラップの不適正輸出に関する懸念等を踏まえた対応

【当時の課題】

- 有害物を含む使用済電気電子機器等が、その他の金属スクラップ等と混合された状態（いわゆる雑品スクラップ）で、バーゼル法の手続を経ずに不適正に輸出されているとの指摘があった。
- バーゼル法の具体的な規制対象範囲については当時告示にて規定していたが、法的位置付けがあいまいで、取締りの実効性が低いとの指摘があった。



不適正輸出取締りの実効性を確保

【平成29年バーゼル法改正】

- 具体的な特定有害廃棄物等の範囲（規制対象物）を**法的に明確化**。（法第2条第1項第1号イ）
* 今回の範囲の見直しに併せて、条約以外の協定等に基づく規制対象も明確化。（法第2条第1項第1号柱書）

【雑品スクラップの例】



【廃エアコン・廃洗濯機が混入】



【壊れたエアコン】



【破碎された洗濯機】

環境省による不適正ヤード問題への対応

不適正ヤード問題について

- スクラップの保管又は処分が、環境保全措置が十分に講じられないまま行われることにより、火災の発生を含め、**生活環境上の支障が発生**。
- 有価で取引される場合が多く、**廃棄物としての規制することが困難な事例あり**。



平成29年に廃棄物処理法改正

- ① **有害使用済機器**の保管又は処分を業として行おうとする者に**都道府県知事への届出を義務付け**
令和4年9月時点での「保管のみ」の届出は444件、「保管・処分（再生）」の届出は67件、届出総計511件
- ② **保管・処分に関する基準の遵守を義務付け**
- ③ 都道府県による**報告徴収及び立入検査、改善命令及び措置命令の対象に追加**（これらの違反があったときは**罰則の対象**）

廃棄物処理法による対応

廃棄物処理法の**違反行為などの確認**のため、都道府県が同法に基づく**報告徴収**（法第18条）、**立入検査**（法第19条）、関係機関への照会等の実施。その結果、搬入物されているものが廃棄物に該当する場合は、廃棄物処理法に基づく許可を取得せずに業を行う**無許可営業**、保管物が廃棄物に該当する場合は、廃棄物の**保管基準違反**等の違法行為に該当。

地方自治体による不適正ヤード問題への対応

- 一部の自治体の中には、廃棄物処理法上の廃棄物に該当しない再生資源物であっても、屋外保管施設（金属等のスクラップヤード）の設置を条例に基づき規制している事例も存在。

<例1>

千葉市再生資源物の屋外保管に関する条例

(2021年11月1日施行)

<概要>

- 市民生活の安全の確保及び生活環境の保全を図ることを目的として、再生資源物の屋外保管を行う者が守るべき義務等必要な事項を決定。
- 敷地面積が100㎡を超える屋外保管事業場の設置について、**事業場ごとに市長の許可（5年更新）取得を義務付け**。
- **無許可で屋外保管事業場を設置・使用した場合、罰則（1年以下の懲役又は100万円以下の罰金）の対象となる可能性。**

<例2>

川口市資材置場の設置等の規制に関する条例

(2022年7月1日施行)

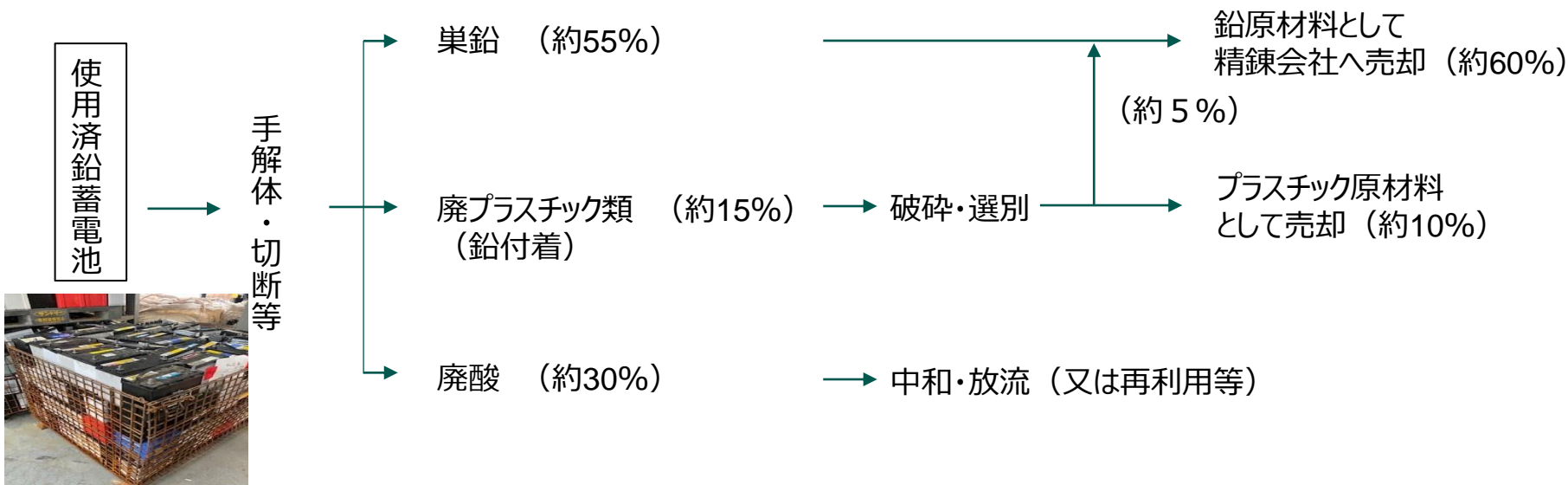
<概要>

- 不適切な資材置場の設置・管理の防止を図り、市民生活の安全の確保と生活環境の保全に寄与することを目的として、資材置場の設置等の規制事項を決定。
- 一団の土地の区域が500㎡以上の**資材置場の設置に係る工事に着手しようとするときは、許可基準に適合する計画を定めて市長の許可取得を義務付け**。
- **無許可で資材置場を設置した者は、勧告・措置命令の対象となり、命令に違反した者は、罰則（30万円以下の罰金）の対象となる可能性。**

1. 不適正輸出への対策
2. 不適正ヤードへの対応
- 3. 廃鉛蓄電池のリサイクル目的の輸出**
4. バーゼル条約附属書e-waste改正

廃鉛蓄電池の処理について

- 廃鉛蓄電池が産業廃棄物として処理される場合、**pH2以下の硫酸**を含むことから、廃棄物処理法で定める**特別管理産業廃棄物**に該当し、**許可を取得している施設における適正な処理**が必要。
- 鉛蓄電池の廃棄処理方法に関しては、平成17年に環境省より「**使用済鉛蓄電池の適正処理について**」という通知を発出している。本通知の中で使用済鉛蓄電池を廃棄物として適正に処理する際の取扱いに関する技術指針を示している。



< 廃棄物処理法の広域認定制度による鉛蓄電池の回収実績 (産業廃棄物) >

年 度	鉛蓄電池の回収量 (t)		
	第137号	第216号	第234号
令和4年度	0	10,528	7,195.2
令和3年度	0	11,415	7,823.9
令和2年度	0	12,098	8,320.7

平成29年バーゼル法改正における対応

【当時の課題】

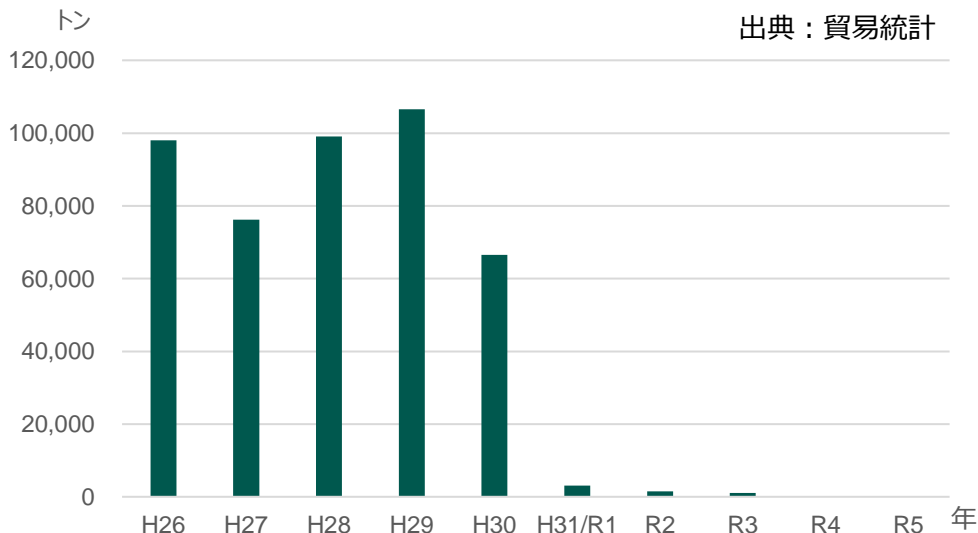
- 環境大臣は、輸出承認前に、途上国の輸出先の環境汚染防止措置を確認しているが、その確認事項は、法律上明確化されていなかった（先進国向けの輸出については、環境大臣の確認対象となっていなかった）。
- 韓国向けの使用済鉛蓄電池の輸出が増加している中、平成28年6月、韓国における使用済鉛蓄電池の不適正処理事案が発生。輸出先で環境上適正な措置がなされないおそれがある場合は、よりの確な審査を行う必要性が高まった。

↓ 輸出先での環境汚染を予防

【法改正事項】

- 輸出先での環境汚染防止措置について環境大臣による**確認事項を法的に明確化**。（法第4条第3項）
* 使用済鉛蓄電池については別途、省令改正により、先進国向けの輸出であっても環境大臣による確認対象とした。

我が国からの使用済蓄電池の輸出量の推移



環境大臣の確認事項（例）

- 処理施設の構造
 - 環境関連規制の遵守状況
 - 排ガス・排水対策等の環境保全対策 等
- * 以上の確認に当たっては、現地調査等も適宜実施

使用済鉛蓄電池



使用済鉛蓄電池の輸出承認に係る基準

環境大臣は、環境省令で定める環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられているかどうかを確認し、その結果を経済産業大臣に通知するものとする。（バーゼル法4条3項）

輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行おうとする者の基準

- (1) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を的確に行うに足りる**経理的基礎**を有すること。
- (2) 輸出の相手国において禁錮以上の刑に処せられ、又は環境関連法令の規定により罰金の刑に処せられたことがある場合にあっては、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から**五年を経過**していること。
- (3) **輸出の相手国における環境関連法令に関する違反又は他の法令の重大な違反がない**こと。
- (4) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行うに当たり、輸出の相手国において**必要な許可等を受けている**こと。
- (5) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に関し、**不正又は不誠実な行為をするおそれ**があると認めるに足りる相当の理由がある者でないこと。

輸出に係る特定有害廃棄物等の処分基準

- (1) 輸出に係る特定有害廃棄物等が**飛散し、及び流出しないように必要な措置**が講じられていること。
- (2) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴う**悪臭、騒音又は振動**によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置が講じられていること。
- (3) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行う施設が、当該特定有害廃棄物等の量に対して**十分な処分能力**を有すること。
- (4) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分に伴い生じる排ガス、排水及び残さが、**我が国において人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から求められる水準を下回らない方法により処分されることが確実**であると認められること。
- (5) 輸出に係る特定有害廃棄物等の処分を行う施設において、人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から**我が国において必要となる設備**が設けられていること。
- (6) (1) から (5) までに掲げるもののほか、輸出に係る特定有害廃棄物等が、**我が国において人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から求められる水準**並びに条約第四条二 (e) に基づき決定された基準を下回らない方法により処分されることが**確実であると認められる**こと。
- (7) その他条約の的確かつ円滑な実施及び輸出の相手国における**人の健康の保護及び生活環境の保全上の観点から必要な措置**が講じられていること。

上記規準を確実に満たすかを確認した上で輸出が承認されることとなっている

1. 不適正輸出への対策
2. 不適正ヤードへの対応
3. 廃鉛蓄電池のリサイクル目的の輸出
4. **バーゼル条約附属書e-waste改正**

COP15 e-wasteに係る改正

- 2022年6月に開催されたバーゼル条約第15回締約国会議（COP15）において、**非有害な電気・電子機器廃棄物（e-waste）を新たに条約の規制対象に追加することが決定**。併せて同条約の対象となるe-wasteの規定方法の見直しが行われ、どのような性状・形状（機器本体、部品、処理に伴う廃棄物）のe-wasteが条約の規制対象となるのが明確化された。
- 本改正により、**有害・非有害に関わらず、全てのe-wasteが条約の規制対象**となった。改正附属書は**2025年(令和7年)1月1日から発効**。

附属書の種類		主な改正内容
附属書Ⅱ	規制対象となる 非有害な廃棄物のリスト	従来附属書IXにB1110として規定されていた非有害なe-wasteを、Y49として本附属書に追加。併せて、どのような性状・形状のe-wasteが対象になるのか（機器本体、部品、処理に伴う廃棄物）を明確化。
附属書Ⅷ	規制対象となる 有害な廃棄物のリスト	従来A1180として規制されていた有害なe-wasteについて、どのような性状・形状のe-wasteが対象になるのか（機器本体、部品、処理に伴う廃棄物）を明確化。 ①機器本体 a)鉛、カドミウム等を含む有害な機器 b)有害な部品（ブラウン管ガラス、水銀製品、PCB、基板、ディスプレイ等）を含む機器 ②部品 有害な部品 ③処理に伴う廃棄物 処理した際に発生する有害な破砕物、分解物等
附属書Ⅸ	規制対象とならない 非有害な廃棄物のリスト	既存のe-wasteに関連する規定（B1110とB4030）を削除。

COP15 e-wasteに係る改正 新エントリーの構造

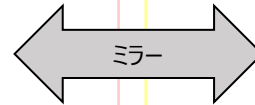
既存のA1180(条約附属書Ⅷ)を**明確化しA1181** を**新設** (規制対象となる有害な廃棄物のリスト)

Y49(条約附属書Ⅱ)の**新設** (規制対象となる**非有害な**廃棄物のリスト)

- ①機器本体
- a)鉛、カドミウム等を含む有害な機器
 - b)有害な部品 (ブラウン管ガラス、水銀製品、PCB、基板、ディスプレイ等) を含む機器

- ②部品
有害な部品

- ③処理に伴う廃棄物
上記機器本体や部品を処理した際に発生する有害な破砕物・分解物等



- ①機器本体
- a)**非有害な**機器
 - b)**有害な部品を含まない**機器

- ②部品
非有害な部品

- ③処理に伴う廃棄物
上記機器本体や部品を処理した際に発生する**非有害な**破砕物・分解物等

有害・非有害に関わらず全てのe-wasteが規制対象となる。

● B1110 (条約附属書Ⅸ) の削除 (規制対象外となる非有害な廃棄物のリスト)

● e-wasteを卒業する条件は、バーゼル条約附属書Ⅸ (規制対象外のリスト) に規定するコードに該当すること。

- 附属書Ⅸ(一部抜粋)

・鉄のくず、非鉄金属の各種くず、非鉄金属の混合物からなる重量片のくず、プラスチックのくず (細則あり) 、ガラスのくず 等

既存エントリA1180

電気部品及び電子部品の廃棄物又はそのくず（注2）で、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサーを構成物として含むもの又は附属書Ⅲに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Ⅰの成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されているもの（B表の関連項目B1110参照）（注3）

注2 この項目には、発電所から生じる部品のくずは含まない。

注3 PCBについては濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの

新エントリ A1181（※暫定訳）

電気及び電子廃棄物（附属書ⅡのY49参照）（注4、注5）

- 電気及び電子機器廃棄物
 - (a) カドミウム、鉛、水銀、有機ハロゲン化合物もしくは附属書Ⅲの特性を示す程度にその他の附属書Ⅰの成分を含む電気及び電子機器廃棄物、又はカドミウム、鉛、水銀、有機ハロゲン化合物もしくは附属書Ⅲの特性を示す程度にその他の附属書Ⅰの成分によって汚染されている電気及び電子機器廃棄物
 - (b) 附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含む部品又は附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分により汚染されている部品を含む電気及び電子機器廃棄物（次のいずれかの部品を含むがこれらに限定されない）
 - リストAに記載されている陰極線管ガラス
 - リストAに含まれている蓄電池
 - 水銀を含むスイッチ、ランプ、蛍光灯又は液晶バックライト
 - PCBを含むコンデンサー
 - アスベストを含む部品
 - 特定の印刷回路基板
 - 特定のディスプレイ装置
 - 臭素系難燃剤を含む特定のプラスチック部品
- 附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含む部品又は附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分により汚染されている部品（他のA表の項目に該当するものを除く。）
- 電気及び電子機器廃棄物又は電気及び電子機器廃棄物の部品の処理から生じる廃棄物（例えば、寸断又は解体から生じる軽量片）で、附属書Ⅲの特性を示す程度に附属書Ⅰの成分を含む又はそれに汚染されている廃棄物（他のA表の項目に該当するものを除く。）

注4 このY49の規定は、二千二十五年一月一日に効力を発効する。

注5 機器、部品、又は電気及び電子機器廃棄物又は電気及び電子機器廃棄物の部品の処理から生じる廃棄物中のPCB又はPBBについては濃度が一キログラムにつき五十ミリグラム以上のもの

e-wasteに係る改正 附属書IXと附属書II

- 附属書IX（原則規制対象外）に規定されるB1110・B4030を削除し、附属書II（原則規制対象）にY49を新設

削除となる既存エントリ B1110

B1110 電気部品及び電子部品

- 金属又は合金のみから成る電子部品
- 電気部品及び電子部品（印刷回路基盤を含む。）の廃棄物又はそのくず（注3）で、A表に掲げる蓄電池その他の電池、水銀スイッチ、陰極線管その他の活性化ガラス及びPCBコンデンサー等を構成物として含まないもの、附属書IIIに掲げる特性のいずれかを有する程度に附属書Iの成分（例えば、カドミウム、水銀、鉛、ポリ塩化ビフェニル）により汚染されていないもの又は附属書IIIに掲げる特性のいずれも有しない程度にこれらを除去したもの（A表の関連項目A1180参照）
- 直接再利用（注4）を目的として再生利用又は最終処分（注5）を目的としない電気部品及び電子部品（印刷回路基盤、電子機器の構成物及び電線を含む。）

注3 この項目は、発電から生ずるくずを含まない。

注4 再利用には、修理、更新又は改良を含めることができるものとし、主要な再組立を含まない。

注5 一部の国においては、直接再利用を目的とする物は、廃棄物とみなされない。

削除となる既存エントリ B4030

B4030 使用済みのレンズ付きフィルムで、A表に掲げる電池を含まないもの

新設エントリ Y49（※暫定訳）

<附属書II Y49> 電気及び電子廃棄物（注3、注4）

- 電気及び電子機器廃棄物
 - (a) 附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分を含まない電気及び電子機器廃棄物、かつ附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分によって汚染されていない電気及び電子機器廃棄物
 - (b) 附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分を含む部品及び附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分により汚染されている部品をいずれも含まない電気及び電子機器廃棄物
- 附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分を含まずかつ附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分により汚染されていない部品（他のA表の項目に該当するものを除く。）
- 電気及び電子機器廃棄物又は電気及び電子機器廃棄物の部品の処理から生じる廃棄物（例えば、寸断又は解体から生じる軽量片）で、附属書IIIの特性を示す程度に附属書Iの成分を含まずかつそれに汚染されていない廃棄物（ただし、その他の附属書II又は附属書IXの項目に該当するものを除く）

注3 この規定は、二千二十五年一月一日に効力を発効する。

注4 附属書VIIIのA表の関連項目A1181参照

バーゼル法において輸出入承認が必要な特定有害廃棄物等として明確化された 再使用できない電気・電子機器（規制対象36品目）

日本では、平成29年のバーゼル法改正を受けて、以下のe-wasteをすでに規制対象としている。

1. ユニット形エアコンディショナー（ウィンド形エアコンディショナー又は室内ユニットが壁掛け形若しくは床置き形であるセパレート形エアコンディショナーに限る。）
2. テレビジョン受信機のうち、次に掲げるもの
 - a. ブラウン管式のもの
 - b. 液晶式（電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限る、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。）のもの及びプラズマ式のもの
3. 電気冷蔵庫及び電気冷凍庫
4. 電気洗濯機及び衣類乾燥機
5. 電話機・ファクシミリ装置その他の有線通信機械器具
6. 携帯電話端末・PHS端末その他の無線通信機械器具
7. ラジオ受信機及びテレビジョン通信機（2. のテレビジョン受信機を除く）
8. デジタルカメラ・DVDレコーダーその他映像用機械器具
9. デジタルオーディオプレーヤー・ステレオセットその他の電気音響機械器具
10. パーソナルコンピューター
11. 磁気ディスク装置・光ディスク装置その他の記憶装置
12. プリンターその他の印刷装置
13. ディスプレイその他の表示装置
14. 電子書籍端末
15. 電動ミシン
16. 電気グラインダー・電気ドリルその他の電動工具
17. 電子式卓上計算機その他の事務用電気機械器具
18. ヘルスメーターその他の計量用又は測定用の電気機械器具
19. 電動式吸入器その他の医療用電機械器具
20. フィルムカメラ
21. ジャー炊飯器・電子レンジその他の台所用電気機械器具（3. の電気冷蔵庫および電気冷凍庫を除く）
22. 扇風機・電気除湿機その他の空調用電気機械器具（1. のユニット型エアコンディショナーを除く）
23. 電気アイロン・電気掃除機その他の衣料用又は衛生用の電気機械器具（4. の電気洗濯機及び衣類乾燥機を除く）
24. 電気こたつ・電気ストーブその他の保温用電気機械器具
25. ヘアドライヤー・電気かみそりその他の理容用電気機械器具
26. 電気マッサージ器
27. ランニングマシンその他の運動用電気機械器具
28. 電気芝刈機その他の園芸用電気機械器具
29. 蛍光灯器具その他の電気照明器具
30. 電子時計及び電気時計
31. 電子楽器及び電気楽器
32. ゲーム機その他の電子玩具及び電動式玩具
33. 給湯器
34. 配電盤
35. 無停電電源装置（UPS）
36. 冷却用コンプレッサー（黒モーター）

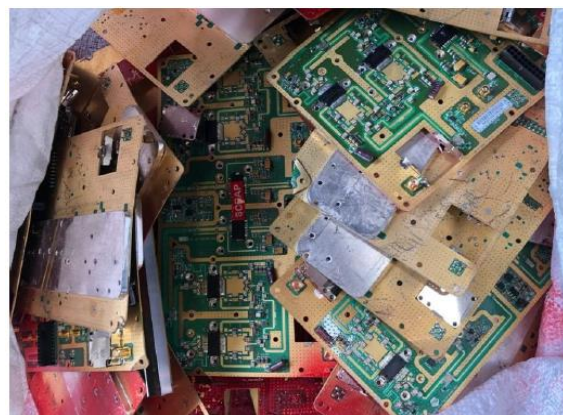
E-waste改正に対応できるものとなっているかを検討する必要がある

- 適正なリサイクルを促進すべく、OECD加盟国間でのリサイクル目的の移動に関しては、バーゼル条約規制対象物の一部の手続きを適用除外としている。電子スクラップ（GC010・GC020）もその一例。
- 2022年のバーゼル条約締約国会議で有害性にかかわらず全てのe-wasteが条約の手続きの対象になったことを受けて、OECD事務局が電子スクラップにも手続きを導入する案を発表。
- 日本では電子スクラップ再資源化体制が確立され、環境面で高水準の処理を実施。OECD加盟国より多くを輸入し再資源化することで世界的な資源循環の構築に貢献。
- そのため、OECDではどのような規制とすべきかの交渉を実施。
- 2025年1月のバーゼル条約e-waste改正発効前に最終的な結論が発表される。



e-waste

(出典：The Global E-waste Monitor 2020: Quantities, flows and the circular economy potential. UNU and UNITAR)

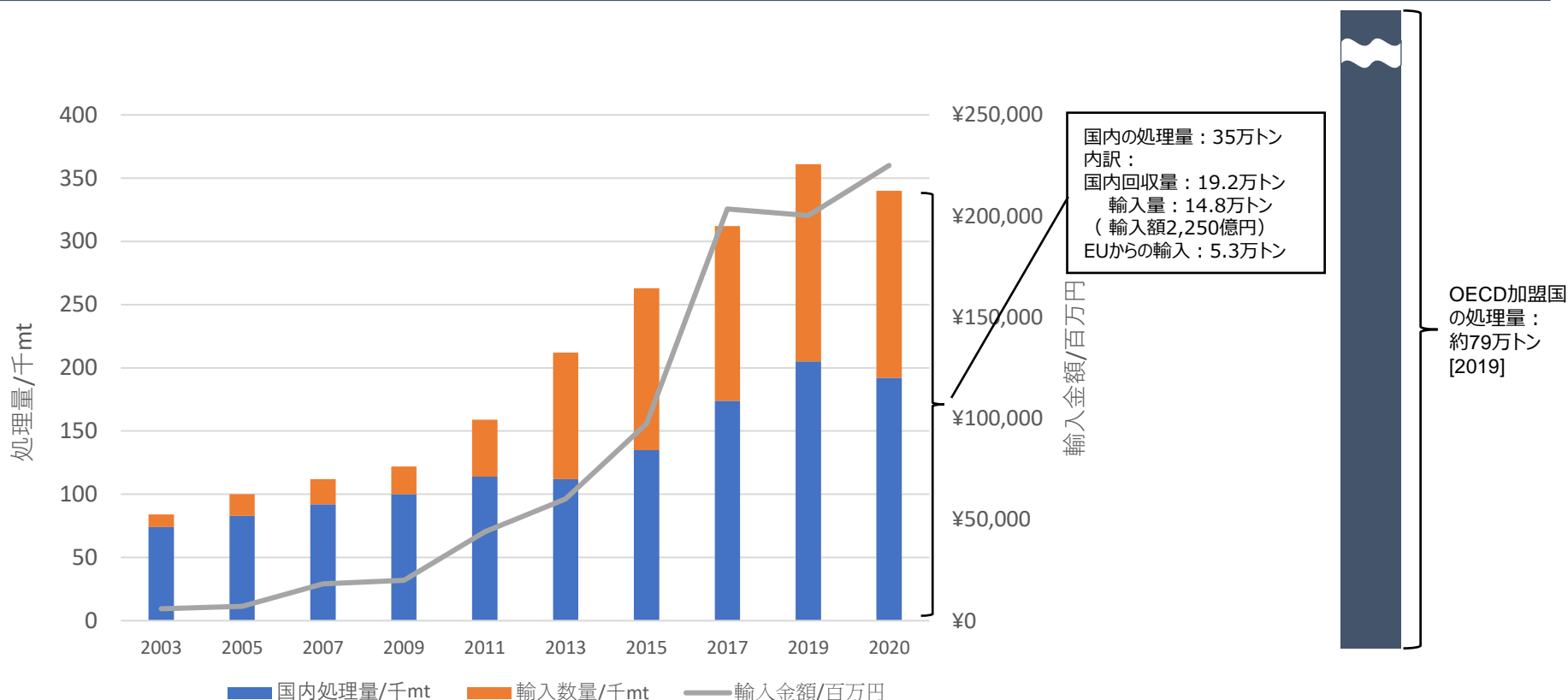


電子スクラップの例：
プリント配線板

(出典：All Right Consultant & Development Co., Ltd.)

e-scrapの国内・国際リサイクルの現状

- 日本はOECD内でe-scrap（廃電子基板や端材等）リサイクル量がトップ（シェア5割弱）。E-scrapのリサイクル量に占める輸入量は近年増加傾向にあり、2020年には43.5%にまで増加。OECD各国からの輸入が約3/4を占め、そのうち約半分がEU各国からの輸入。
- 世界全体のe-waste発生量は、アジアを中心に2030年までに74.7百万トンを超える見込み。一方、欧州の輸出規制等の動きなどを踏まえ、今後ASEAN等からのe-scrap調達が重要となる。



引き続き輸入を迅速に行える対応が重要

本日も議論いただきたい内容

1. 国際的な資源循環への期待が高まり、取組みの強化も進む中、廃棄物の越境移動については、有害性の観点を超えて規制が行われる傾向が強まっている
 - それをどのように評価すべきか
 - またその上で日本としてどのような対応を取っていくべきか
2. 生活環境保全上の支障を発生させないために、適切な処理施設と技術が必要となる廃棄物の輸出についてどのような対応をすべきか
 - 廃鉛蓄電池やe-wasteのリサイクル目的の輸出にどのように対応していくべきか
 - 輸出する際には国内と同様の適正処理を担保することが重要ではないか
3. 不適正輸出防止のための取組をどのように強化していくべきか
 - 疑義貨物も含めてどのような対応をするべきか
4. 国内における適正処理の確保とさらなる資源循環の促進と、国際的な資源循環体制の構築を、廃棄物の輸出入の観点からどのように考えるべきか
 - 国内での環境対策が不十分なヤードと不適正輸出の関係についてどのように考えるべきか
 - 環境対策が不十分なヤードへの持ち込みについてどのように考えるべきか

